

令和3年12月10日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会附属資料

(令和3年12月7日付託分)

県土整備局

目 次

ページ

1	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表【県土整備局関係】	1
2	収入証紙に関する条例 新旧対照表【県土整備局関係】	2
3	神奈川県手数料条例 新旧対照表【県土整備局関係】	3
4	主要地方道藤沢座間厚木新設橋梁（上部工）工事の概要	14
5	県営万騎ヶ原団地公営住宅新築工事（4期－建築）の概要	18
6	県営亀井野団地公営住宅新築工事（4期－建築－第1工区）の概要	23

1 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表【県土整備局関係】

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～133（略）	(略)	1～133（略）	(略)
134 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務 (1)～(8)（略） (削除)	横浜市（左欄(9)_____に掲げる事務のうち法第28条の4第3項第6号、法第31条の2第2項第15号ニ、法第62条の3第4項第15号ニ及び法第63条第3項第6号_____	134 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務 (1)～(8)（略） (9) <u>法第68条の69第3項第5号イの規定により、宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることに</u> ついて認定すること。 (10) <u>法第68条の69第3項第6号の規定により、住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることに</u> ついて認定すること。 (11) (1)から(10)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	横浜市（左欄(9)及び(10)並びに(11)に掲げる事務のうち法第28条の4第3項第6号、法第31条の2第2項第15号ニ、法第62条の3第4項第15号ニ、法第63条第3項第6号、法第68条の69第3項第5号イ及び同項第6号_____
(9) (1)から(8)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	の規定に係るものを除く。)、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市及び大和市（横浜市、川崎市及び相模原市以外の市にあっては、土地区画整理法の規定による土地区画整理事業に係る宅地の造成に係るものを除く。）	の規定に係るものを除く。)、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市及び大和市（横浜市、川崎市及び相模原市以外の市にあっては、土地区画整理法の規定による土地区画整理事業に係る宅地の造成に係るものを除く。）	
135～160（略）	(略)	135～160（略）	(略)

2 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表【県土整備局関係】

改 正		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 （略）		1 （略）	
2 手数料		2 手数料	
名称	根拠規定	名称	根拠規定
1～20 （略）		1～21 （略）	
21 （略） <u>（削除）</u>	神奈川県手数料条例第2条	22 （略） <u>住宅性能評価を行った住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料</u>	神奈川県手数料条例第2条
（略） <u>（削除）</u>		（略） <u>住宅性能評価を行った住宅に係る長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料</u>	
<u>譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u>		<u>長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料</u>	
<u>長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料</u>		<u>認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料</u>	
（略）		（略）	
22～32 （略）		23～33 （略）	

3 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表【県土整備局関係】

改正			現行		
別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係			別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～41の3（略）			1～41の3（略）		
42 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び44の項に該当する場合を除く。）	(略)	(1) (略) (2) 共同住宅等を新築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額 ア・イ (略) ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 34万円 エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 60万円 オ～ク (略) (3) (略) (4) 共同住宅等を増築し、又は改築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額 ア・イ (略) ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等	42 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項から44の項までに該当する場合を除く。）	(略)	(1) (略) (2) 共同住宅等を新築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額） ア・イ (略) ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等 34万円 エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等 60万円 オ～ク (略) (3) (略) (4) 共同住宅等を増築し、又は改築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額） ア・イ (略) ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等

改 正			現 行		
		宅等 51万円 エ 総戸数が <u>25戸</u> を超え50戸以内の共同住宅等 91万円 オ～ク (略)			宅等 51万円 エ 総戸数が <u>30戸</u> を超え50戸以内の共同住宅等 91万円 オ～ク (略)
43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	(略)	(1) 一戸建ての住宅を新築する場合 <u>8,000円</u> (2) 共同住宅等を新築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額 ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 <u>1万5,000円</u> イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 <u>2万6,000円</u> ウ 総戸数が10戸を超え <u>25戸</u> 以内の共同住宅等 <u>4万1,000円</u> エ 総戸数が <u>25戸</u> を超え50戸以内の共同住宅等 <u>7万1,000円</u> オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 <u>12万円</u> カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 <u>19万円</u> キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等	43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（ <u>44</u> の項に該当する場合を除く。）	(略)	(1) 一戸建ての住宅を新築する場合 <u>6,000円</u> (2) 共同住宅等を新築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、 <u>当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）</u> ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 <u>1万2,000円</u> イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 <u>2万1,000円</u> ウ 総戸数が10戸を超え <u>30戸</u> 以内の共同住宅等 <u>3万1,000円</u> エ 総戸数が <u>30戸</u> を超え50戸以内の共同住宅等 <u>5万8,000円</u> オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 <u>9万9,000円</u> カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 <u>16万円</u> キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等

改 正		現 行	
	ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 24万円		ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 20万円
	(3) 一戸建ての住宅を増築し、又は改築する場合 26万円		(3) 一戸建ての住宅を増築し、又は改築する場合 21万円
	(4) 共同住宅等を増築し、又は改築する場合次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額 1万2,000円		(4) 共同住宅等を増築し、又は改築する場合次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額） 9,100円
	ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 2万3,000円		ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 1万8,000円
	イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 4万円		イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 3万2,000円
	ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 6万1,000円		ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等 4万6,000円
	エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 11万円		エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等 8万7,000円
	オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 17万円		オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 15万円
	カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 29万円		カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 25万円
	キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 36万円		キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 30万円
	ク 総戸数が300戸を		ク 総戸数が300戸を

改 正			現 行		
		超える共同住宅等 40万円			超える共同住宅等 32万円
(削除)			43の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を行った住宅（当該住宅の構造方法に係る構造計算を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算により行ったものを除く。46の2の項において同じ。）に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	住宅性能評価を行った住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅の場合 1万5,000円 (2) 共同住宅等の場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額） ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 5万7,000円 イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 9万2,000円 ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等 17万円 エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等 30万円 オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 45万円 カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 83万円 キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 110万円 ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 140万円

改 正		現 行	
<p>44 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項まで又は第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合（(3)に掲げる場合を除く。）次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>ア 次に掲げる建築物の床面積（神奈川県建築基準条例別表備考1の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>（ア）～（サ）（略）</p> <p>イ 42の項、43の項、次項又は46の項の規定の例により算定した金額</p> <p>(2) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合（(3)に掲げる場合を除く。）次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>ア 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p>	<p>44 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項まで又は第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合（(3)に掲げる場合を除く。）次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>ア 次に掲げる建築物の床面積（神奈川県建築基準条例別表備考1の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該申請に係る計画の認定等について同時に申請された住戸のうち建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）</p> <p>（ア）～（サ）（略）</p> <p>イ 42の項、43の項、前項、次項、46の項又は46の2の項の規定の例により算定した金額</p> <p>(2) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合（(3)に掲げる場合を除く。）次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>ア 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該申請に係る計画の認定等について同時に申請された住戸のうち建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった住戸の数の合計数</p>

改 正			現 行		
		<p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合(当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>ア 次に掲げる一の建築物(これらの構造計算適合性判定を要しない建築物を除く。)の床面積(神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例による改正前の神奈川県建築基準条例別表備考2の規定の例により算定した床面積をいう。)の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p>			<p><u>で除して得た金額</u> (その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合(当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>ア 次に掲げる一の建築物(これらの構造計算適合性判定を要しない建築物を除く。)の床面積(神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例による改正前の神奈川県建築基準条例別表備考2の規定の例により算定した床面積をいう。)の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、<u>当該申請に係る計画の認定等について同時に申請された住戸のうち建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった住戸の数の合計数で除して得た金額</u>(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p>

改 正			現 行		
		イ (略)			イ (略)
45 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査(前項及び次項に該当する場合を除く。)	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 共同住宅等の新築に係る計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 17万円</p> <p>エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 30万円</p> <p>オ～ク (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 共同住宅等の増築又は改築に係る計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 25万5,000円</p> <p>エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 45万5,000円</p>	45 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査(前項、次項及び46の2の項に該当する場合を除く。)	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 共同住宅等の新築に係る計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、<u>当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等 17万円</p> <p>エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等 30万円</p> <p>オ～ク (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 共同住宅等の増築又は改築に係る計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、<u>当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等 25万5,000円</p> <p>エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等 45万5,000円</p>

改 正		現 行		
	オ～ク (略)		オ～ク (略)	
46 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査(変更部分について同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限り、44の項に該当する場合を除く。)	(略)	(1) 一戸建ての住宅の新築に係る計画を変更する場合 4,000円	(略)	(1) 一戸建ての住宅の新築に係る計画を変更する場合 3,000円
		(2) 共同住宅等の新築に係る計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額		(2) 共同住宅等の新築に係る計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
		ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 7,500円		ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 6,000円
		イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 1万3,000円		イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 1万500円
		ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 2万500円		ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等 1万5,500円
		エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 3万5,500円		エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等 2万9,000円
		オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 6万円		オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 4万9,500円
		カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 9万5,000円		カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 8万円
		キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 12万円		キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 10万円
		ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 13万円		ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 10万5,000円
		(3) 一戸建ての住宅の		(3) 一戸建ての住宅の

改 正			現 行		
		増築又は改築に係る計画を変更する場合 <u>6,000円</u> (4) 共同住宅等の増築又は改築に係る計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額 ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 <u>1万1,500円</u> イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 <u>2万円</u> ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 <u>3万500円</u> エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 <u>5万5,000円</u> オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 <u>8万5,000円</u> カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 <u>14万5,000円</u> キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 <u>18万円</u> ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 <u>20万円</u>			増築又は改築に係る計画を変更する場合 <u>4,550円</u> (4) 共同住宅等の増築又は改築に係る計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額） ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 <u>9,000円</u> イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 <u>1万6,000円</u> ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等 <u>2万3,000円</u> エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等 <u>4万3,500円</u> オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 <u>7万5,000円</u> カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 <u>12万5,000円</u> キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 <u>15万円</u> ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 <u>16万円</u>
(削除)			46の2 長期	住宅性	(1) 一戸建ての住宅の場合
			優良住宅の	能評価	

改 正			現 行		
			<p>普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（住宅性能評価（変更後の当該計画に係る住宅についての住宅性能評価を含む。）を行った住宅に係るものに限る、44の項に該当する場合を除く。）</p>	<p>を行った住宅に係る長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料</p>	<p>7,500円</p> <p>(2) 共同住宅等の場合に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）</p> <p>ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 2万8,500円</p> <p>イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 4万6,000円</p> <p>ウ 総戸数が10戸を超え30戸以内の共同住宅等 8万5,000円</p> <p>エ 総戸数が30戸を超え50戸以内の共同住宅等 15万円</p> <p>オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 22万5,000円</p> <p>カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 41万5,000円</p> <p>キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 55万円</p> <p>ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 70万円</p>
47 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項	譲受人を決定した場合又は管理者等が選	2,100円	47 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定によ	譲受人を決定した場合における長期優良	2,100円

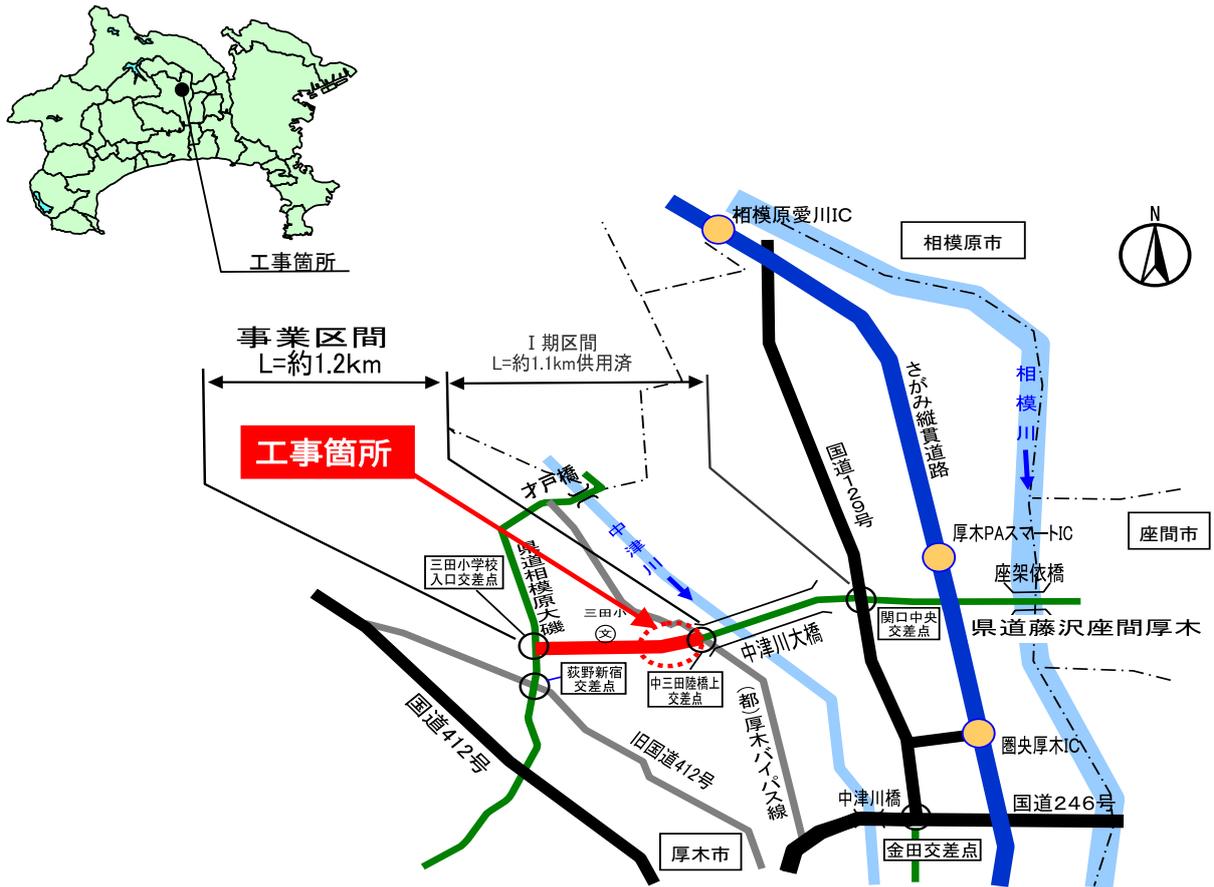
改 正			現 行		
の規定による同法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	<u>任された場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u>		る同法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	<u>住宅建築等計画変更認定申請手数料</u>	
48 (略)			48 (略)		
48の2 <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査</u>	<u>認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料</u>	16万円	<u>(新設)</u>		
49～66 (略)			49～66 (略)		

4 主要地方道藤沢座間厚木新設橋梁（上部工）工事の概要

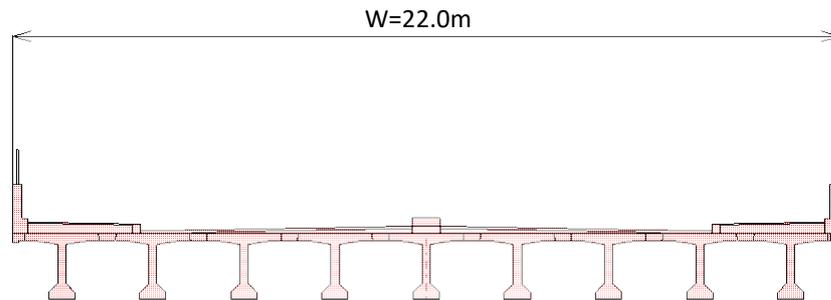
- (1) 工 事 名 称 主要地方道藤沢座間厚木新設橋梁（上部工）工事
- (2) 工 事 場 所 厚木市三田地内
- (3) 工 事 内 容 橋梁上部工工事
6 径間連結 P C バルブ T 桁橋 1 橋
橋長 L=207m 幅員 W=22.0m
桁製作工、主桁組立工、架設工
- (4) 請 負 契 約 金 額 15億8,620万円
- (5) 請 負 契 約 者 名 日本ピーエス・宇内・林土木特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社日本ピーエス横浜営業所
所長 堀 内 匡 彦
所在地 神奈川県横浜市中区扇町2丁目4番地2

主要地方道藤沢座間厚木新設橋梁（上部工）工事

【位置図】



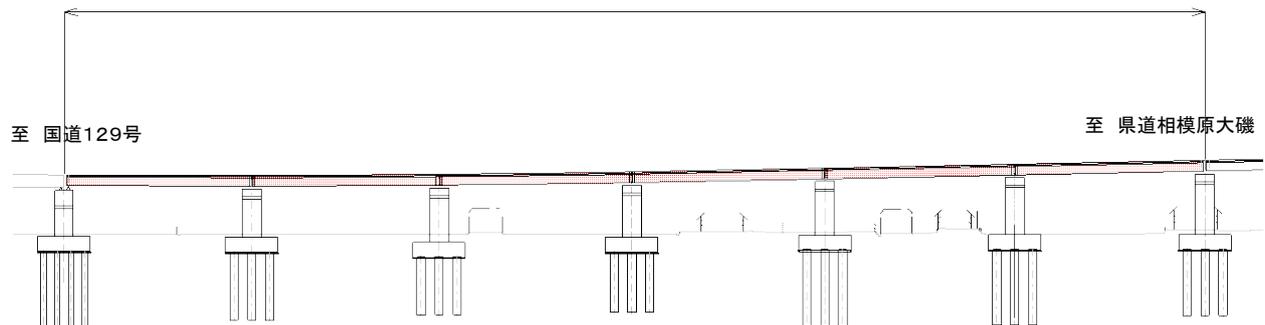
【標準断面図】



【橋梁側面図】

主要地方道藤沢座間厚木新設橋梁(上部工)工事

L=207m



入札執行状況調書

工事名称 主要地方道藤沢座間厚木新設橋梁（上部工）工事

- 1 開札年月日 令和3年10月7日
- 2 落札額 1,586,200,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 144,200,000円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	評 価 値	摘 要
			第 1 回入札高		
日本ピーエス・宇内・ 林土木特定建設工事共 同企業体	神奈川県横浜 市中区扇町	(株) 日本ピーエス横 浜営業所	1,442,000,000	0.0765	落札 (くじ 引き)
ピーエス三菱・アコッ ク・小島組特定建設工 事共同企業体	神奈川県横浜 市中区万代町	(株) ピーエス三菱横 浜営業所	1,442,000,000	0.0765	(くじ 引き)
川田・奈良・浅沼特定 建設工事共同企業体	神奈川県横浜 市中区常盤町	川田建設(株) 横浜営 業所	1,441,000,000	0.0762	
コーアツ工業・エス・ ケイ・ディ・大野土建 特定建設工事共同企業 体	神奈川県横浜 市中区寿町	コーアツ工業(株) 横 浜営業所	1,442,210,000	0.0752	
三井住友・関東緑地土 木・鈴商建設特定建設 工事共同企業体	神奈川県横浜 市神奈川区栄 町	三井住友建設(株) 横 浜支店	1,441,600,000	0.0748	
日本高圧・勝・肥後特 定建設工事共同企業体	神奈川県横浜 市中区住吉町	日本高圧コンクリート (株) PC事業部横浜 営業所	1,442,644,840	0.0748	
オリエンタル白石・国 土開発工業・山善特定 建設工事共同企業体	神奈川県横浜 市中区海岸通	オリエンタル白石 (株) 神奈川営業所	1,442,770,000	0.0745	

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

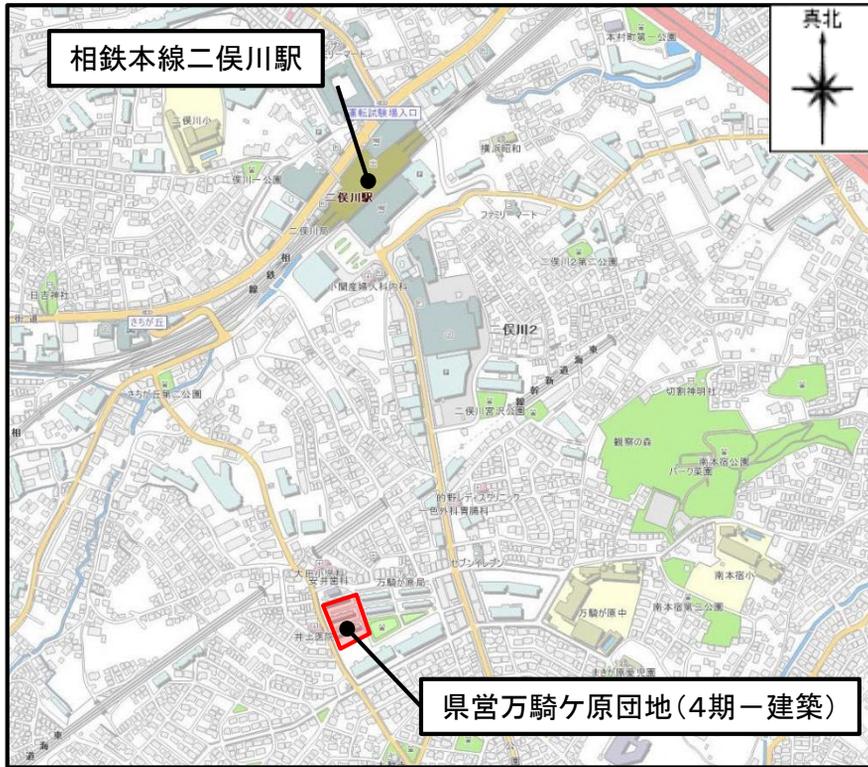
(注) 本件は、「総合評価方式(特別簡易型(I))」により、請負契約者を決定したものである。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格又は品質確保保証価格}} \times 1,000,000$$

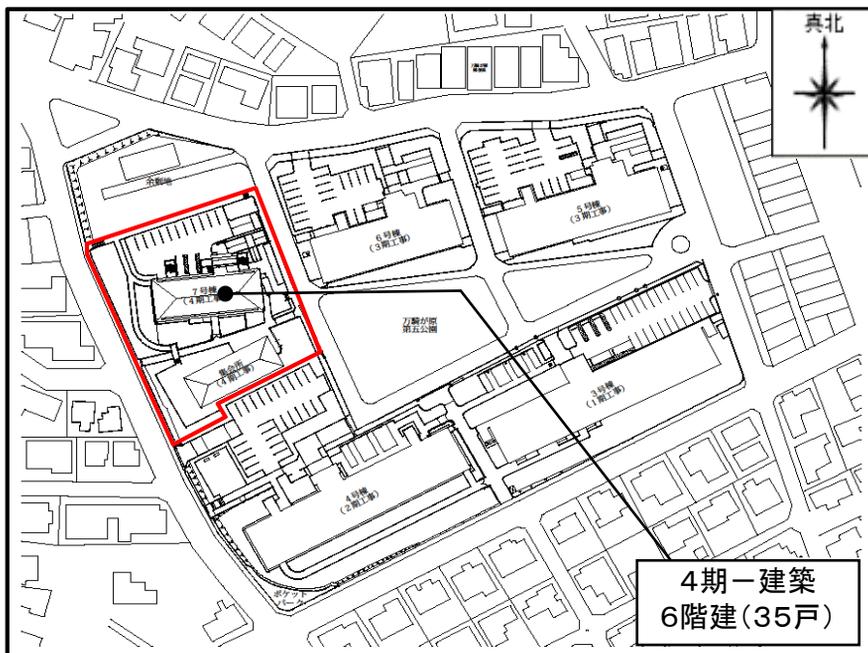
5 県営万騎ヶ原団地公営住宅新築工事（4期一建築）の概要

- (1) 工 事 名 称 県営万騎ヶ原団地公営住宅新築工事（4期一建築）
- (2) 工 事 場 所 横浜市旭区万騎が原 39 外
- (3) 工 事 内 容 構造/階数 鉄筋コンクリート造 6階建
延床面積 2,278.26㎡
住戸数 35戸
- (4) 請負契約金額 6億2,993万3,480円
- (5) 請負契約者名 小雀建設株式会社
代表取締役 小泉 和雄
所在地 横浜市戸塚区小雀町 129- 3

県営万騎ヶ原団地公営住宅新築工事（4期一建築）概要図



位置図



配置図

入札執行状況調書

工事名称 県営万騎ヶ原団地公営住宅新築工事（4期一建築）

- 1 開札年月日 令和3年9月24日
- 2 落札額 629,933,480円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 57,266,680円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
609,220,000	572,666,800	572,666,800

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第 1 回入札高	
小雀建設 (株)	横浜市戸塚区小雀町	小泉 和雄	572,666,800	落札 (くじ引き)
馬淵建設 (株)	横浜市南区花之木町	馬淵 圭雄	572,666,800	(くじ引き)
大洋建設 (株)	横浜市戸塚区戸塚町	黒田 憲一	572,666,800	(くじ引き)
(株) 三木組	横浜市神奈川区青木町	三木 康郎	572,666,800	(くじ引き)
杜企画 (株)	横浜市港南区上大岡西	池田 稔仁	572,666,800	(くじ引き)
(株) 安藤建設	横浜市磯子区中原	安藤 竜一	572,666,800	(くじ引き)
(株) 紅梅組	横浜市西区花咲町	篠原 立美	572,666,800	(くじ引き)
(株) NB建設	横浜市神奈川区栄町	酒井 隆男	572,666,800	(くじ引き)
中鉢建設 (株)	横浜市旭区上白根町	中鉢 悟	572,666,800	(くじ引き)
日成工事 (株)	横浜市港南区上大岡西	小林 雅夫	572,685,600	
(株) キクシマ	横浜市港南区港南台	菊嶋 秀生	578,758,000	
奈良建設 (株)	横浜市港北区新横浜	植本 正太郎	586,992,400	
明誠建設 (株)	横浜市南区大岡	北原 哲治	587,236,800	
風越建設 (株)	横浜市中区相生町	出川 久	587,312,000	
石井建設工業 (株)	横浜市鶴見区鶴見中央	石井 一登	569,245,600	
岡山建設 (株)	横浜市西区御所山町	工藤 進一	571,614,000	
根本建設 (株)	横浜市港南区芹が谷	根本 雄一	572,591,600	

森田建設（株）	横浜市鶴見区下末吉	森田 泰	572,638,600	
（株）松尾工務店	横浜市鶴見区鶴見中央	松尾 文明	572,648,000	
工藤建設（株）	横浜市青葉区新石川	工藤 英司	572,648,000	
（株）小俣組	横浜市南区新川町	小俣 務	572,648,000	
（株）渡辺組	横浜市中区南仲通	渡邊 一郎	572,657,400	

（注） 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

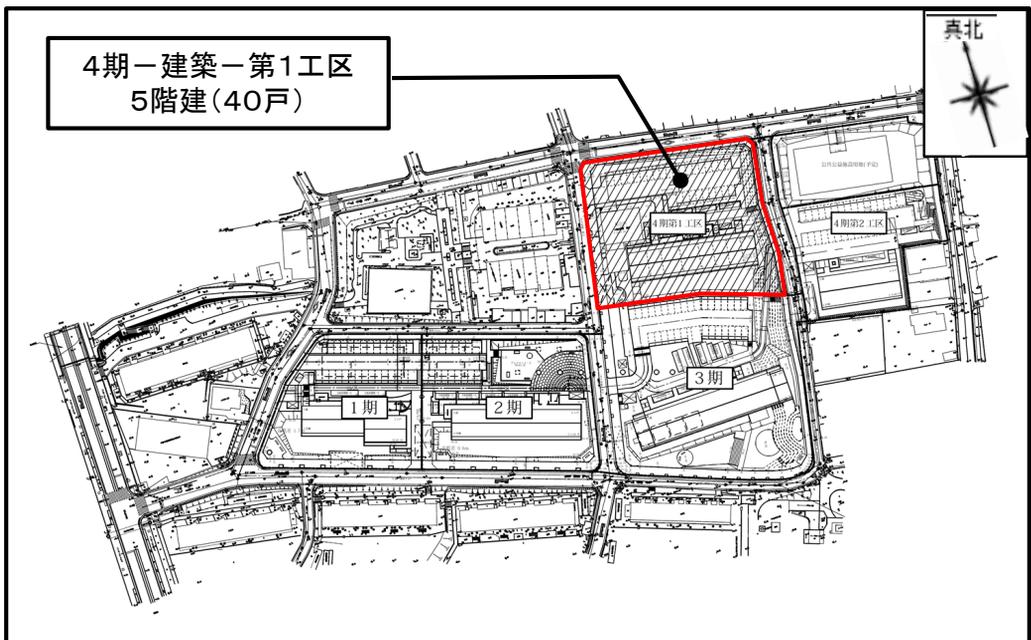
6 県営亀井野団地公営住宅新築工事（4期－建築－第1工区）の概要

- (1) 工 事 名 称 県営亀井野団地公営住宅新築工事（4期－建築－第1工区）
- (2) 工 事 場 所 藤沢市亀井野 3215 外
- (3) 工 事 内 容 構造/階数 鉄筋コンクリート造 5階建
延床面積 2,807.51m²
住戸数 40戸
- (4) 請負契約金額 7億8,983万1,240円
- (5) 請負契約者名 小島・関野特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社小島組
代表取締役 小島 正也
所在地 厚木市栄町1丁目2番2号

県営亀井野団地公営住宅新築工事（4期－建築－第1工区）概要図



位置図



配置図

入札執行状況調書

工事名称 県営亀井野団地公営住宅新築工事（４期－建築－第１工区）

- 1 開札年月日 令和３年９月２４日
- 2 落札額 789,831,240円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 71,802,840円
- 3 入札回数 １回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
763,860,000	718,028,400	718,028,400

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第 1 回入札高	
小島・関野特定建設工事共同企業体	厚木市栄町	(株) 小島組	718,028,400	落札 (くじ引き)
工藤・カナコー特定建設工事共同企業体	横浜市青葉区新石川	工藤建設 (株)	718,028,400	(くじ引き)
紅梅・大旭特定建設工事共同企業体	横浜市西区花咲町	(株) 紅梅組	718,028,400	(くじ引き)
根本・今井特定建設工事共同企業体	横浜市港南区芹が谷	根本建設 (株)	718,037,800	
小雀・明誠特定建設工事共同企業体	横浜市戸塚区小雀町	小雀建設 (株)	718,037,800	
小俣・サカクラ特定建設工事共同企業体	横浜市南区新川町	(株) 小俣組	718,066,000	
三木・三共特定建設工事共同企業体	横浜市神奈川区青木町	(株) 三木組	718,075,400	
N B・中鉢特定建設工事共同企業体	横浜市神奈川区栄町	(株) N B 建設	718,122,400	
松浦・日翔特定建設工事共同企業体	小田原市新屋	松浦建設 (株)	712,136,480	
門倉組・湘南ミサワホーム特定建設工事共同企業体	藤沢市辻堂元町	(株) 門倉組	717,934,400	
アイグステック・田中建設工業特定建設工事共同企業体	藤沢市大庭	アイグステック (株)	717,934,400	
日成工事・大場建設特定建設工事共同企業体	横浜市港南区上大岡西	日成工事 (株)	717,953,200	
亀井工業・大勝建設特定建設工事共同企業体	茅ヶ崎市南湖	亀井工業 (株)	717,990,800	
匠・成瀬特定建設工事共同企業体	平塚市東八幡	匠建設 (株)	718,009,600	
大野土建・愛甲建設特定建設工事共同企業体	相模原市中央区田名塩田	大野土建 (株)	718,019,000	
渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体	横浜市中区南仲通	(株) 渡辺組	718,019,000	
瀬戸・大神特定建設工事共同企業体	小田原市久野	瀬戸建設 (株)	718,019,000	

エス・ケイ・デイ・コラム 建設特定建設工事共同企業 体	平塚市四之宮	(株) エス・ケイ・ デイ	718,019,000	
-----------------------------------	--------	------------------	-------------	--

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。